

市立学校におけるハラスメントの防止等に関する要綱

長崎市教育委員会

(目的)

第1条 この要綱は、ハラスメントの防止及び排除のための措置並びにハラスメントに起因する問題が生じた場合に適切に対応するための措置（以下「ハラスメントの防止等」という。）に関し、必要な事項を定めることにより、市立学校における職員、児童・生徒及び保護者（以下「職員等」という。）の人権の尊重、利益の保護並びに良好な勤務環境及び教育環境の確保を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ハラスメント セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント及び妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントをいう。
- (2) セクシュアル・ハラスメント 他の者を不快にさせる職場における性的な言動及び職員が他の職員等を不快にさせる職場外における性的な言動をいう。なお、同性に対する言動も含まれる。
- (3) パワー・ハラスメント 職員が職務上の地位、人間関係などの優位性を背景に、他の職員等に対して、適正な業務や指導の範囲を超えて継続的に精神的若しくは身体的苦痛を与える言動又は周囲の環境を悪化させる言動をいう。
- (4) 妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメント 女性職員が妊娠・出産したこと、妊娠又は出産に起因する症状により勤務することができないこと若しくはできなかったこと又は能率が低下したこと及び職員の妊娠、出産、育児又は介護に関する制度若しくは措置の利用に関し、勤務環境を悪化させる言動。なお、業務分担、安全配慮等の観点から、客観的に見て、業務上の必要性に基づく言動によるものは該当しない。
- (5) ハラスメントに起因する問題 ハラスメントのため職員等の就労上又は修学上の環境や健康が害されること及びハラスメントへの対応に起因して職員等が就労上、又は修学上の不利益を受けることをいう。

(監督者の責務)

第3条 校長（幼稚園にあっては、園長。以下同じ。）、副校長、教頭、事務長等職員の管理監督を行う者（以下「監督者」という。）は、次に掲げる事項に注意してハラスメントの防止及び排除に努めるとともに、ハラスメントに起因する問題が生じた場合には、迅速かつ適切に対処しなければならない。

- (1) 職員に対し、この要綱の周知徹底を図り、日常の執務を通じた指導等により、ハラスメントに関し、職員の注意を喚起し、ハラスメントに関する認識を深めさせること。
- (2) 職員の言動に十分な注意を払うことにより、ハラスメント又はハラスメントに起因する問題が生じることがないように配慮すること。

2 監督者は、ハラスメントに対する苦情の申出、当該苦情に係る調査への協力その他ハラスメントに関する職員の対応に起因して当該職員が職場において不利益を受けることがないように配慮しなければならない。

(職員の責務)

第4条 職員は、この要綱及び別に定める指針に従い、ハラスメントをしてはならない。

(研修の実施)

第5条 学校教育課長及び校長は、職員に対し、必要に応じ次の研修を実施するものとする。

- (1) ハラスメントの防止等に向けた、職員の意識の啓発及び知識の向上を図るために必要な研修
- (2) 新たに職員となった者に対してハラスメントに関する基本的な事項について理解させるために必要な研修
- (3) 新たに監督者となった職員に対してハラスメントの防止等に関し、その求められる役割及び技能について理解させるために必要な研修

(苦情相談への対応)

第6条 ハラスメントに関する苦情の申出及び相談（以下「苦情相談」という。）が職員等からなされた場合に対応するため、苦情相談を受ける職員（以下「相談員」という。）を各市立学校に男女各1名以上配置するものとする。

- 2 学校内での苦情相談が困難な場合に対応するため、相談員を学校教育部学校教育課に配置するものとする。
- 3 相談員は、各市立学校においては監督者及び校長が選任する者を、学校教育部学校教育課においては学校教育部学校教育課長が指名する者をもって充てる。

(相談員の責務)

第7条 相談員は、苦情相談に係る問題の事実関係の確認及び当該苦情相談に係る当事者に対する指導・助言等により、当該問題を適切かつ迅速に解決するよう努めなければならない。この場合において、相談員は、苦情相談への対応について別に定める指針に十分留意しなければならない。

- 2 相談員は、苦情相談への対応に当たっては、関係者のプライバシーや名誉その他の人権を尊重するとともに、知り得た秘密を他に漏らしてはならない。
- 3 相談員は、苦情相談を受けた場合は、学校教育課長に報告するものとする。

(不利益取扱いの禁止)

第8条 監督者その他の職員は、ハラスメントに対する苦情の申出、当該苦情に係る調査への協力その他ハラスメントに関して正当な対応をした職員等に対し、そのことをもって不利益な取扱いをしてはならない。

(外部相談員)

第9条 教育委員会は、職員が関係するハラスメント事案に係る苦情の申出、相談等（以下「外部相談」という。）に対処するため、外部相談員を設置する。

第10条 外部相談員は、ハラスメントの防止等に関する要綱（平成12年4月1日施行）第11条第1項により指名された外部相談員をもって充てる。

2 外部相談員は、外部相談の設置に係る事案（以下「外部相談事案」という。）に関し、知り得た秘密を漏らしてはならない。

3 外部相談員は、次に掲げる事項について対応する。

- (1) 外部相談事案の受付及び外部相談事案に対する助言をすること。
- (2) 外部相談事案に係る必要な調査をすること。
- (3) 外部相談事案の記録を作成し、及び教育委員会へ報告すること。
- (4) その他外部相談事案に関し必要と認められること。

4 外部相談は、原則として、長崎市の休日を定める条例（平成5年長崎市条例第35号）第1条第1項各号に規定する日以外の日の午前10時から午後4時までの間で、教育委員会が指定する場所において行うものとする。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成12年6月1日から施行する。

附 則（平成24年10月24日決裁）

（施行期日）

1 この要綱は、平成24年10月24日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行の際、現に行われている職員が関係するセクシュアル・ハラスメント事案に係る苦情の申出、相談等は、改正後の要綱の規定により行われている苦情の申し出、相談等とみなす。

附 則（平成27年10月20日決裁）

（施行期日）

1 この要綱は、平成27年10月20日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行の際、現に行われている職員が関係するセクシュアル・ハラスメント事案に係る苦情の申出、相談等は、改定後の要綱の規定により行われているハラスメント事案に係る苦情の申出、相談とみなす。

附 則（平成29年10月2日決裁）

（施行期日）

1 この要綱は、平成29年10月2日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際、現に行われている職員が関係するハラスメント事案に係る苦情の申出、相談等は、改定後の要綱の規定により行われているハラスメント事案に係る苦情の申出、相談とみなす。

附 則（令和2年6月1日決裁）

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和2年6月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際、現に行われている職員が関係するハラスメント事案に係る苦情の申出、相談等は、改定後の要綱の規定により行われているハラスメント事案に係る苦情の申出、相談とみなす。

附 則（令和5年1月30日決裁）

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年1月30日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際、現に行われている職員が関係するハラスメント事案に係る苦情の申出、相談等は、改定後の要綱の規定により行われているハラスメント事案に係る苦情の申出、相談とみなす。